

## Q6.令和4年度からの変更（共通）について

### 着工

<b>Q6-1</b>	地盤改良工事は着工にあたるか。
<b>A</b>	<p>&lt;地域型住宅グリーン化事業&gt;においては着工には当たりません。 柱状改良の着手は着工となりませんので注意してください。 着工は根切工事又は基礎杭打ち工事に係る工事が開始された時点となります。 関係法令を遵守のうえ、着工してください。</p> <p>&lt;&lt;マニュアル2・3章 3.2 補助金交付申請の提出書類→【令和4年度からの変更】&gt;&gt;</p>

### 交付実績

<b>Q6-2</b>	提出書類において令和4年度からの変更点を教えてください。
<b>A</b>	<p>提出書類の変更箇所および留意点</p> <p>交付申請における提出書類の変更</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 着工日確認方法 「更地の写真」等⇒「建築士による要件に関する確認書」(様式2)に変更。</li><li>2) 売買契約 「売買契約書」「共同事業実施規約」「耐震に関する同意書」の提出時期が完了実績報告時⇒交付申請時に変更。</li><li>3) 認定通知書、BELS評価書、Z E H水準確認資料提出時期 完了実績報告時⇒交付申請時に変更。</li><li>4) 共同事業実施規約 建築主(買主)印鑑は契約書と異なるものでも可。また、自署の場合は押印無しでも可</li></ol> <p>完了実績報告における提出書類の変更</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 三世同居加算 平面図、立面図等の提出時期 交付申請時⇒完了実績報告時に変更</li><li>2) 支払い証明書類（領収書、送金伝票）の提出書類の選択肢が増えました。 詳細は№3を参照してください。</li></ol> <p>※提出書類の変更については&lt;&lt;マニュアル2章・3章 提出書類&gt;&gt;を参照してください。</p>

Q6-3

令和5年度の支払証明書類で変更はありますか。

支払証明の種類について

- ・ Aから2項目
- ・ AおよびBからいずれか1つずつ(合計2個)

上記の何れかの書類を提出してください。

A

- ①補助事業者から建築主(買主)に発行した領収書 \*1
- ②建築主(買主)からの入金を確認できる補助事業者の通帳(口座情報が確認できること)の写し \*2

A

B

- ③建築主(買主)が補助事業者に送金した際の振込受付書 \*2
- ④建築主(買主)が補助事業者に送金した際の振込明細書 \*2
- ⑤補助事業者への送金を確認できる建築主(買主)の通帳(口座情報が確認できること)の写し \*2

支払い記録部分のみを切り出したものは不可とし、ページ全体の写しとしてください。なお、本件の支払い記録以外の部分を隠して頂いても結構ですが、通帳であることが確認できるものとしてください。

《《マニュアル2・3章 4.2 完了実績報告の提出書類→⑥》》